

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科教員の資格再審査に関する基準 の運用に関する申合せ

〔平成12年9月1日〕
連合農学研究科要項等第4号

鳥取大学大学院連合農学研究科有資格教員の資格再審査については、鳥取大学大学院連合農学研究科教員資格再審査規則（平成12年連合農学研究科規則第2号）に定めるところによるが、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 資格再審査（以下「再審査」という。）の対象者は、各年度の11月1日現在において、連合農学研究科有資格教員となって5年又は直近の再審査を受けて5年経過する者とする。
- 2 再審査の対象教員が取得している資格は、再審査を実施する年度の末日まで有効とする。
- 3 直近5年間の内に休職中の期間がある者については、当該者からの申し出により休職期間分に相当する期間分について対象期間を延長することができ、その場合の再審査は、延長期間終了後に実施する。
- 4 主指導教員資格で再審査を受けた者がその資格なしと判定された場合で、指導教員資格を満たす業績がある場合は、指導教員資格者として判定される。
- 5 大学院連合農学研究科の学生の指導に当たっている教員が資格を喪失しても、当該学生が在籍している間は主指導教員又は副指導教員として指導すること及び当該学生の学位論文審査委員会委員となることができる。ただし、新たな学生の指導教員となることはできない。
- 6 再審査により資格喪失した者が、再審査の結果通知を受けた後1年以内に所要の条件を満たした場合は、再度資格再審査委員会において教員資格の可否の判定を行い（以下「再々審査」という。）、有資格教員となることができる。再々審査の際に提出する資料等は、再々審査を受けるときの5年前の同月から再々審査を受ける前月までのものとする。その結果、有資格者として判定された場合は、直ちに連合農学研究科担当教員となることができる。
- 7 再審査または再々審査により教員資格を喪失するおそれのある者については、規則第3条及び第5条の委員から除外する。

附 則

この要項は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成17年2月18日連合農学研究科要項等第1号）

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月17日連合農学研究科要項等第2号）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月21日連合農学研究科要項等第1号）

この要項は、平成27年8月21日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科教員の資格再審査に関する基準の運用に関する申合せは、平成27年7月3日から適用する。

附 則（平成28年8月26日連合農学研究科要項等第3号）

この要項は、平成28年8月26日から施行する。